

寄附金に係る税制上の優遇措置について

平成 24 年 5 月 7 日

(公社) いばらき被害者支援センター

公益社団法人いばらき被害者支援センターに寄付（賛助会費を含む）をして下さった方は、下記の寄附金優遇措置を受けられます。是非、賛助会費口数の増加、ご寄付による社会貢献についてもご検討の程お願いいたします。

I.個人が支払った寄附金（所得税）：（個人の寄付は1月から12月が区切りです）

（平成 24 年 3 月 26 日以降の寄付に適用）

下記①、②のどちらかを選択できます。

① 寄附金控除（所得控除）

（その年中の寄附金合計額（注 1） - 2000 円）を所得金額から控除

② 寄附金特別控除（税額控除）

（その年中の寄附金合計額（注 1） - 2000 円）×40%）を所得税額から控除（注 2）

注 1：所得金額の 40%を限度とする。

注 2：所得税額の 25%を限度とする。

II.法人が支払った寄附金の損金算入限度額：（法人の寄付は事業年度が区切りです）

（平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に適用）

イ 資本金等のある法人

$\{ (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%) \} \times (1/2)$

ロ 資本金等のない法人

所得の金額×6.25%

当センターでは、個人の所得税確定申告及び法人の法人税等申告用に、領収書に税額控除に係る証明書の写しを添付し送付致しますので、確定申告時当センターの領収書とともに税務署へ提出してください。なお、紛失された場合には、遠慮なくご請求ください。

本件に関するお問合せ先

(公社) いばらき被害者支援センター

事務局長 中村 進

TEL029-232-2738 FAX 029-232-3100